

沖縄における教育旅行民泊取扱指針の概要



- 教育旅行で利用される民泊の名称を「教育旅行民泊」と定め、範囲を明確化し、沖縄県独自の教育旅行民泊ブランドの構築を目指します。
- 教育旅行民泊コーディネーターの配置や受入民家を対象とした講習会の実施により受入体制を整備し、安全・安心で教育的価値の高い教育旅行民泊の提供を図ります。

受入団体(教育旅行民泊コーディネーター)を中心に、登録受入民家の体制を強化

※約30の受入団体に約1,900の受入民家が登録(H27年調査)

受入団体

教育旅行民泊の受入窓口としてコーディネートを行う組織
(観光協会、NPO法人、企業等)

- ①受入マニュアルの作成
 - ・安全対策、食中毒予防等
- ②講習会の実施
 - ・毎年、全受入民家が受講
- ③教育旅行民泊コーディネーターの配置

教育旅行民泊コーディネーター

受入団体に配置され、学校や旅行社との調整及び受入民家との連携を行う者。

- ①受入民家との連携
 - ・受入マニュアルの周知
 - ・安全対策、事前準備等の周知
- ②関係各所との調整
 - ・学校や旅行社との情報共有
 - ・保健所、病院、消防等との連携
 - ・観光関連施設等との連携

受入民家

生徒を家庭へ受入れ、宿泊を伴う体験学習を提供する事業者。

- ①関係法令の遵守
 - ・旅館業法に基づく簡易宿所営業許可の取得等
- ②安全・安心な教育旅行民泊の提供
 - ・受入マニュアルにそった実施
 - ・講習会の受講
- ③管理監督できる者が同じ建物内に就寝
 - ※一般的な民泊と異なる点